

茨木市再エネ電力導入奨励金支給要綱

(目的)

第1 この要綱は、家庭で使用する電力を再生可能エネルギー100パーセント由来の電力（以下「再エネ電力」という。）に切り替えた者に対し、茨木市再エネ電力導入奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することにより、再エネ電力の利用を促進し、もって市域の温室効果ガス排出量の削減を図り、脱炭素社会構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、「再エネ電力」とは、小売電気事業者から購入する電力のうち、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱（地熱、太陽熱を除く。）、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用できると認められるものを由来とする電力のことをいう。

(奨励金の対象事業)

第3 この要綱における茨木市再エネ電力導入奨励金（以下「奨励金」という。）の交付対象事業については、市長が別に定める再エネ100%電力メニューとする。

(奨励金の支給対象者)

第4 奨励金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 次に掲げる申請年度の区分に応じ、それぞれに定める日以後に居住する住宅の自らが契約している電気契約を従来電力（再エネ電力以外の電力をいう。）から再エネ電力へ切り替え、20,000円以上の電気料金の負担が生じた者

ア 令和6年度及び令和7年度 この要綱の実施日

イ 令和8年度以後 前年度4月1日

(3) 再エネ電力の契約を当該契約の締結日から1年以上継続する意思がある者

(4) 同一の供給地点特定番号において、本要綱に基づく奨励金の支給を受けていない者

(奨励金の支給額)

第5 奨励金の額は、20,000円とする。

(奨励金の申請)

第6 奨励金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、茨木市再エネ電力導入奨励金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 再エネ電力の電気契約が確認できる書類の写し
- (2) 再エネ電力の電気契約後、再エネ電力に係る20,000円以上の電気料金の負担が生じたことがわかる書類（電力請求明細書等）の写し
- (3) 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等）の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、申請書兼請求書に代えて、当該申請書兼請求書に記載すべき事項及び添付書類を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、市指定の電子申請を用いて市長に提出することができるものとする。（申請の受付期間）

第7 前条に規定する奨励金の申請（以下「申請」という。）は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。

（奨励金の支給決定及び通知）

第8 市長は、申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、奨励金を支給することを決定したときは、予算の範囲内で奨励金の支給を決定し、茨木市再エネ電力導入奨励金支給決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、支給しないことを決定したときは、茨木市再エネ電力導入奨励金不支給決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（奨励金の支給）

第9 市長は、前条第1項の規定により奨励金の支給を決定（以下「支給決定」という。）した場合は、速やかに奨励金を支給するものとする。

（支給決定の取消し）

第10 市長は、奨励金の支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）が次の各号いずれかに該当する場合は、奨励金の支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又はすでに支給した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他の不正な手段により、奨励金の支給決定を受けたとき。
- (2) 支給決定者から申請の取下げの申出があったとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

第11 市長は、必要に応じて奨励金の支給の対象である電気契約の状況調査を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和 6 年11月 1 日から実施する。

様式第 1 号（第 6 関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

〒 _____

住 所 茨木市 _____

ふりがな
名 前 _____ 印

（ 自署の場合は
押印不要 ）

電話番号
（日中に連絡可能な番号） _____

茨木市再エネ電力導入奨励金支給申請書兼請求書

下記のとおり申請し、奨励金の支給決定を受けた場合は、当該決定の日に支給申請額をもって奨励金を請求します。

記

1 支給申請額 20,000 円

2 再エネ電力の契約概要

電力の使用場所		
供給地点特定番号(22 桁)		
	電力切替前	電力切替後
契約事業者名		
契約電力メニュー名		

2 振込指定口座

金融機関名	銀行・信金 信組・農協・ その他（ ） 支店・支所	
預金種別	1 普通	2 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

- ☐ 再エネ電力メニューの契約について、1 年以上の継続の意思があります。
- ☐ 同一の供給地点特定番号において、茨木市再エネ電力導入奨励金支給要綱に基づく奨励金の支給は受けていません。

様式第2号（第8関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名

様

茨木市再エネ電力導入奨励金支給決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市再エネ電力導入奨励金は、次の条件を付けて、金20,000円を支給します。

条 件

再エネ電力メニュー契約を1年以上継続する意思があること

年 月 日

茨 木 市 長

印

様式第3号（第8関係）

茨木市指令 第 号

住 所
氏 名 様

茨木市再エネ電力導入奨励金不支給決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市再エネ電力導入奨励金について、次のとおり不支給と決定しましたので通知します。

理 由

年 月 日

茨 木 市 長

印